

# 第4次犯罪被害者等基本計画見直しに向けた要望・意見書

2024年8月26日 警察庁あて提出

## 1 犯罪被害者等支援コーディネーターについて

「地方における途切れない支援体制の強化に関する有識者検討会取りまとめ」において、犯罪被害者等支援コーディネーターの配置・活用が謳われており、「社会福祉士・精神保健福祉士といった福祉に関する専門的な資格を有する者であれば、より望ましい」とされています。

犯罪被害者等基本計画のポイントを示すにあたり、犯罪被害者等支援コーディネーターの配置・活用について、社会福祉士・精神保健福祉士という福祉に関する専門的な資格を有する者の配置の充実について加えることをご検討ください。

## 2 こども家庭ソーシャルワーカーについて

2024年度より、「こども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職」として、こども家庭ソーシャルワーカーの認定資格が創設されています。この資格は、社会福祉士、精神保健福祉士等の有資格者や実務経験をベースに制度設計がされており、児童虐待等の被害児童支援として、こども家庭ソーシャルワーカーの活用をご検討ください。